

食品表示法第6条第1項に基づく指示・公表等の指針について

東広島市産業部農林水産課

1 趣旨

食品表示法（平成25年法律第70号。以下「食品表示法」という。）に基づく事務及び食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）に基づく事務のうち、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年条例第34号）第2条表24の3の3（1）の規定により市町が処理する事務とされている食品表示法第6条第1項に基づく指示並びに食品表示法第7条に基づく公表等についての指針を定める。

2 指針の考え方

食品表示法の趣旨に基づき、食品を摂取する際の安全性の確保及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するための表示の適正化を目的とし、食品表示法第4条第1項に基づき定められた品質に関する表示の基準（以下「食品表示基準」という。）に係る違反（以下「食品表示基準違反」という。）の再発防止等を考慮し、市の調査に基づき措置を判断する。

3 指示等の判断指針

（1）指示を行う場合

次に掲げる場合は、食品表示基準違反をした食品関連事業者に対して、食品表示基準に従って表示事項を表示するよう又は遵守事項を遵守するよう指示を行う。

- ① 食品表示基準違反をした場合（ただし、（2）による指導を行う場合を除く）
- ② （2）による指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合

（2）指導を行う場合

食品表示違反について常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ当該違反をした食品関連事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、食品表示基準違反をした食品関連事業者に対して、食品表示基準に従った表示事項を表示するよう又は遵守事項を遵守するよう指導を行う。

4 指示した場合の公表の内容

食品表示法第7条に基づく公表の内容は、次のとおりとする。

- ① 食品表示基準違反をした食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 食品表示基準違反の事実（東広島市情報公開条例（平成15年条例第31号。以下「公

開条例」という。)に照らして非公開と判断されるような例外的な事実がある場合は、当該事実を除く。)

③ 指示の内容

5 書類の整備・保存に関する指導の指針

食品関連事業者が、食品の表示に関する情報が記載された書類の整備・保存を忘れており、報告徴収又は立入検査を行った際に食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類について報告又は開示をしない場合は、当該書類を整備・保存するよう指導する。

6 指示以外の公表の指針

(1) 早急な公表の必要性がある場合

消費者利益の保護の観点から、食品表示基準違反の事実を早急に公表する必要性が高い場合であって、当該違反の事実が確認されている場合には、指示を行わなくても4の①及び②の事項を公表することができる。

(2) 5の指導をした場合

5の指導をした場合であって、食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が整備・保存されていないことにより食品表示基準に違反する蓋然性が高いときは、東広島市行政手続条例（平成10年条例第1号。以下「手続条例」という。）第30条第2項に基づき、次に掲げる事項（公開条例に照らして非公開と判断されるような例外的な事実がある場合にあっては、当該事実を除く。）を公表することができる。この場合においては、同上第3項に基づき、行政指導の相手方に対し意見を述べる機会を与えるものとする。

- ① 指導を受けた食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が開示されなかった場合の当該表示事項
- ③ 指示の内容

7 適用年月日

この指針は、平成30年3月30日から適用する。

この指針は、令和元年7月25日から適用する。